

提案審査要領

浄水場等 LED 化 ESCO 事業の評価に関することは、評価委員会が次のとおり客観的かつ公正に行う。なお、評価委員会の詳細については、浄水場等 LED 化 ESCO 事業提案募集要項を参照すること。

1 提案書評価及び最終提案事業者の選出について

(1) 評価の方法

評価委員会は、「事業内容に係ること」及び「企業の実績、社会性・信頼性」から総合的に評価する。

(2) 評価基準

ESCO 事業者からの提案書をもとに提案内容の実行能力を、表 1 「ESCO 事業提案審査評価項目」に従い評価する。

また、評点は小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までとする。

(3) 最優秀提案事業者の選出

審査の結果、総合得点の最も高い提案をした応募者を最優秀提案事業者とし、次点の提案をした応募者を優秀提案事業者として選出する。

同点の場合は、より使用電力量削減率が高い提案をした応募者を上位として順位を付する。使用電力量削減率が等しい場合は、総支払額に対する使用電力量削減率が高い提案をした応募者を上位として順位を付する。

2 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類を期限内に提出されなかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 募集要項等に違反していると認められる場合。
- (5) 募集要項 6 提案資格(3)応募者の制限に該当する場合。
- (6) 募集要項等の内容を十分に遂行できないと認められた場合。
- (7) 提案による工事施工が施設の運営及び業務に著しく支障がある場合。

表 1 ESCO 事業提案審査評価項目

評価項目	評価対象	評価基準	配点	満点		
事業内容に係ること	使用電力量削減率	使用電力量削減率が高いこと	最も電力量削減率が高い提案	10	10	
			各事業者の電力量削減率を、最も電力量削減率が高い提案を基準の10点とし、以下の式で算出し評価する。 (各事業者提案) / (最も高い提案) × 10	計算		
	省エネルギー効率	ESCO 事業サービス料の総支払額に対して使用電力量削減率が高いこと	ESCO 事業サービス料の総支払額1円あたりの使用電力量削減率が最も高い提案	10	10	
			総支払額1円あたりの使用電力量削減率を評価する。 総支払額に対する使用電力量削減率が最も高い提案を10点とし、各事業者を以下の式に当てはめて評価する。 (各事業者提案) / (最も高い提案) × 10	計算		
	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制 ・品質管理 ・安全管理 ・施工管理 ・工程管理 	評価対象に対して、非常に優れている。	10	10	
			評価対象に対して、優れている。	8		
			評価対象に対して、普通である。	4		
			評価対象に対して、やや不足している。	2		
			評価対象に対して、不足している。	失格		
	維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス期間中における維持管理 ・設備故障時の対応 	評価対象に対して、非常に優れている。	8	8	
評価対象に対して、優れている。			6			
評価対象に対して、普通である。			4			
評価対象に対して、やや不足している。			2			
評価対象に対して、不足している。			失格			
企業の実績、社会性・信頼性	照明 LED 化の実績	ESCO 事業において、地方公共団体の公共施設等の照明灯一斉 LED 化の受注・納入実績があること	3件以上	4	4	
		1～2件	2			
		なし	0			
	工事成績評定の実績	本市発注工事において登録工種工事(電気)での工事成績評定点が80点以上の回数。	2件以上	2	2	
			1件	1		
			なし	0		
	市内中小企業の活用	本工事における市内中小企業の活用状況を評価します。	【対象】 市内中小企業が施工する照明器具台数の割合を評価します。	市内中小企業の活用目標値が75%以上である。	10	10
			市内中小企業の活用目標値が50%以上である。	5		
			市内中小企業の活用目標値が25%以上である。	3		
			市内中小企業の活用目標値が25%未満である。	0		
男女共同参画への取組	男女がともに働きやすい職場づくりに向けた取り組み状況	【対象】 構成員のいずれか	【評価基準日】 提案書受付期間最終日の時点で有効なもの	横浜市政策局による「よこはまグッドバランス賞」又は子育てサポート企業として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定、えるぼし認定)を受けている。	2	2
		次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法における一般事業主行動計画の提出義務がない企業が、任意で同計画を届け出ている。	1			
		上記以外	0			
各評価項目の満点の合計				56		